

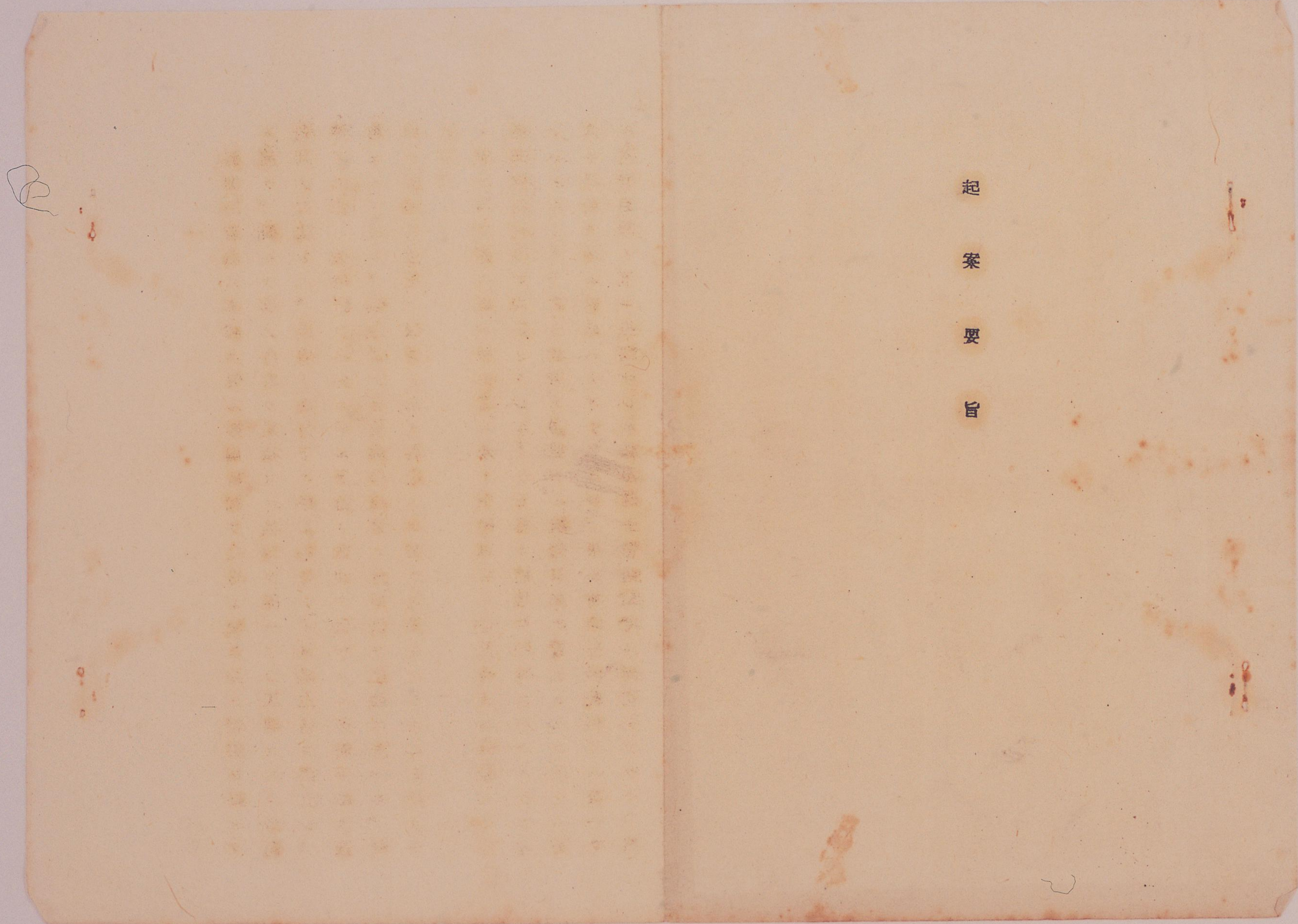
琉球大学学術リポジトリ

起案要旨：満洲関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/37905

矢内原忠雄文庫

史料名	起案要旨 ※満洲関係
封筒番号	411
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 17 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	



起
案
要
旨



1/10

滿洲國政府ハ本邦ニ於ル労働統制ヲ企畫シ概ネ其ノ起案ヲ終エタ
ト聞ク。新シク其ノ内容ヲ點檢スル機會ヲ得ナイカ仄聞スルニ労働
統制ノ方法トハ、政府ノ監督下ニ労働協會ナル統制主體ヲ設立シ、
労働協會ハ労働者ニ本邦ニ於ル労働ノ權利ヲ保證スル労働手帳ヲ發
給スルト共ニ、労働者ノ募集供給輸送ノ諸業務ヲ協會ニ統一シ、併
而テ労働者生活ノ保護ノ爲ニ各種ノ事業ヲ實施セントスルカ如クテ
アル。

1
思フニ本邦ニ於ル労働者ハ永ク中國軍閥ノ苛斂誅求ニ薄遇セラレ
滿洲國建國後モ尙顧ミラレトコロ薄ク逆境ニ呻吟スルコト久シイ
ノテアルカラ、之カ救済ニ必要ナル保護事業ヲ實施スルニ就テハ何
人モ異論ヲ挿ム餘地ハナイテアラウ。併シ所謂労働統制トハ統一ア
ル國家目的ノ下ニ組織サレル秩序的ナ労働制度ノ確立テアツテ、單

ナル労働者ノ保護事業又ハ慈善事業ノ如キ社會事業ニ止マルヘキニ
非ルコトハ論ヲ俟タナイ。更ニ亦本邦ニ於ル労働者ノ自然的經濟的
事由ニ基ク移動轉職ハ變轉際限ナキモノカアルカラ、ソノ移動ヲ合
理的ニ管理スル爲ニ労働者ノ募集供給輸送ヲ協會ニ於テ統一セント
スルコトモ有效適切ノ手段タルヲ失ハナイテアラウケレトモ、本來
労働者ノ移動管理ノ如キハ労働統制ノ目的ノ一部テアツテ其ノ全部
テハナイ。斯ク觀シ來ルト今般政府ニ依ツテ起案サレタ労働統制
ノ手段トハ一ニ懸ツテ労働手帳ノ發給ニ依ル労働者ノ查證ニアルカ
如クテアル。

労働手帳發給ノ實效ニ就テハ概ネ二ツノ成果ヲ豫想テキル。

一ハ労働手帳ノ發給ニ當リ労働者ヲ查證シテ不良労働者ヲ淘汰シ良
質ノ労働者ヲ以テ産業ノ基礎ヲ確保スルトイフコト、一ハ労働手帳
發給ノ條件トシテ労働者ヲシテ必要事項ヲ協會ニ登録セシメ、協會

ハ労働者ノ登録事項ヲ整理編成シテ本邦ニ於ル労働者ノ就労状態分散状態等ニ就キ正確且緻密ナル記録ヲ作成保存スルトイフコト、之テアル。

併シ先ツ前段ノ事項ニ就テ考究スルニ、労働者ノ査證ノ如キ行爲ハ各雇傭主カ労働者ヲ採用スルニ當ツテ必ス實施スル行爲デアリ、特ニ雇傭主外ノ團體ニ依ツテ労働者ヲ査證シナケレハナラナイトイフ理由ハアリエナイノテアル。況ンヤ一般ニ産業ノ好況時ニ當リ労働者ノ需要活潑ニシテ供給之二件ハサル時ハ各雇傭主ハ労働手帳ノ有無ノ奈何ニ拘ラス争ツテ労働者ヲ採用スルコトヲ餘議ナクセラレ従ツテカカル時代ニ於テハ協會ノ労働者査證ノ奈何ニ拘ラス労働者ノ生活ハ比較的裕福トナリ其ノ質ハ向上スルノカ常デアリ。然ルニ逆ニ産業ノ不況時ニ當リ一般ニ事業ヲ收縮シ失業者ノ數カ増加スル時ハ、各雇傭主ハ労働手帳ノ有無ノ奈何ニ拘ラス労働者ヲ解雇スル

コトヲ餘議ナクセラレ、又カカル時代ニ於テハ協會ノ労働者査證ノ奈何ニ拘ラス労働者ノ生活ハ概シテ窮迫シソノ質ハ悪化スルノカ常デアリ。若シ然リトスレハ労働手帳又ハ労働者査證ノ實效ハ奈邊ニアルノカ、其ノ成果タルヤ甚タ疑ハシイト謂ハサルヲ得ナイ。

畢竟勞工協會設立ノ唯一最後ノ労働統制目的ハ労働登録ノ整理編成ニ依ル労働調査ニアルカ如クデアルカ、労働調査カ所謂労働統制ニ非ルコトハ特ニ言フ要シナイトコロテアラウ。即チ本邦政府ニシテ單ナル労働調査又ハ労働登録ノ爲ニ毎年巨額ノ經費ヲ支出スル準備ヲ有スルナラ、寧ロ其ノ經費ヲ以テ全滿ニ亘ル徹底的國勢調査ヲ遂行スル方カ更ニ實效アル労働調査ヲ完成シ得ルカラテアル。之ヲ要スルニ労働者保護事業、労働者募集供給事業又ハ労働手帳ノ發給及労働登録ノ如キ諸事業ハ労働統制ノ手段又ハ前提タルヘキ行爲デアツテ、ソノ目的タルヘキ行爲テハナイノテアル。

晩近資本主義的生產關係ノ發展熾熱ニ伴ツテ歐米列國ハ累加スル
労働問題ノ解決ノ爲ニ、學者政治家社會事業家等ヲ動員シテ喧シク
労働統制問題ヲ論議シ、既ニ成案ヲ得テ其ノ實行ニ移ツタ國モ少ク
ナイ。固ヨリ建國後日淺ク其ノ産業労働制度ニ於テ列國ト趣キヲ異
ニスル本邦ノ労働問題ヲ歐米列國ト軌ヲ同フシテ論スヘキテハナイ
カ、列國ノ學者方其ノ智囊ヲ搾リ、列國ノ政治家方其ノ運命ヲ賭シ
列國ノ社會事業家方其ノ良心ヲ傾ケテ產褥ノ惱ミヲ苦シミ來ツタ勞
働統制問題トハ、今ヤ本邦ニ於テ計畫サレツツアル村役場ノ戶籍役
人ノ仕事ヲ眞似タリ、警察官吏ノ仕事ノ片棒ヲ擔イタリスルコトテ
ハナカツタテアラウ。

二

私ハ思フ。統制ハ組織テアル。政治タルト經濟タルトヲ問ハス。

凡テ之ヲ秩序アル組織ニ統一シタモノヲ統制ト謂フ。畢竟労働統制
トハ労働並ニ労働者ノ秩序アル組織ニ關スルノテアル。

固ヨリ労働統制ノ爲ノ労働者又ハ労働組織ハ其ノ國々ノ政治的經
濟的諸事情ニ依ツテ決セラルヘキテアツテ之ヲ一様ニ解釋スルコト
ハ出來ナイカ、概ネ労働者ノ秩序的組織ニ二ツアル。

一ハ労働者ヲ主体トスル組織テアリ、他ハ國家ヲ主体トスル組織テ
アル。労働者ヲ主体トスル組織トハ労働組合ノ如ク労働者カ自己ノ
經濟的利益ヲ擁護スル爲ニ自發的ニ團結スル労働者ノ自治組織デア
ル。國家ヲ主体トスル組織ハ所謂狹義ノ労働統制テアツテ、國家カ
國家全体ノ必要ノ爲ニ國民ノ一部タル労働者ヲ統一スル労働者ノ強
制組織テアル。從ツテ労働者カ自ラ團結スル労働者ノ自治組織ニ於
テハ、其ノ目的トスル所ハ一ツニ懸ツテ労働者ノ經濟的利益ノ擁護
ニアルカ、國家カ強制スル労働者ノ統制組織ハ、必ラスシモ労働者

ノ現實ノ利益ノミヲ目的トシテ組織サレルモノテハナイ。固ヨリ國家カ統制スル労働者組織ト雖モソノ究極ノ目的トスル所ハ労働者生活ノ精神的物質的向上ニアルカ。國家ハ時トシテ國家又ハ國民全体ノ利益ノ爲ニ、國民ノ一部タル労働者ノ利益ヲ犠牲ニスルコトモアリ得ルテアラウ。併シ階級トシテノ労働者ノ立場ハ問ハス、國民トシテノ労働者ノ立場ニ就テ語ルナラ、労働者ノ精神的及ヒ物質的向上トハ、全体ノ利益ノ爲ニ一部タル自己ノ犠牲ニ忍從スル事デアリ將來ノ利益ノ爲ニ現實ノ代價ノ支拂ニ安ンヌルコトテハナカラウカ。私カ本邦ニ於ル労働統制ノ主体トシテ提案スル滿洲労働總會トハ國家カ窮極ニ於テ労働者生活ノ向上ヲ計ラントスル純粹ノ意圖ト労働者カ當面ノ犠牲ヲ忍ンテ國家ノ建設ニ參加セントスル崇高ナル精神ニ依ツテノミ始メテ可能ナ労働者ノ國家組織ニ外ナラナイ。

滿洲國ハ内ニ蒙昧ノ漢人ヲ國民ノ大多數ニ内包シ、外ニ國是相反

スル社會主義聯邦ト國序混沌タル中國ニ其ノ境ヲ接シ、制度文物漸クソノ緒ニ就クト雖モ尙建國ノ前途ニ幾多ノ困難ナ課題ヲ殘シテキル。從ツテ労働者ノ階級的自治組織ニ於テハ其ノ單純ナ目的ノ故ニ凡ユル國ヲ通シテ單一ノ労働者組織ヲ編成スルコトカ出來ルカ、労働者ノ國家的組織トシテノ本邦労働統制機構ニ於テハ、其ノ複雑ナ目的ノ故ニ本邦カ當面スル現實ノ國情ヲ無視シテ單純ナ組織ニ統一スルコトハ出來ナイノテアル。畢竟本邦ニ於ル労働統制組織ハ、本邦カ當面スル諸課題ヲ解決スル爲ノ諸國策ニ依ツテ其ノ目的ヲ規制サレサルヲ得ナイテアラウ。

本邦ニ於テ本邦ノ労働統制組織ヲ規制スル國家的諸事情ヲ、國防産業、政治ニ區別シテ、兩者ノ關聯ヲ觀ルト左ノ如クテアル。

獨り本邦ニ限ラズ一級ニ勞働統制組織カ國防組織ニ貢獻スル所以
 ハ二ツアル。一ハ積極的ニ前線ノ行動ヲ支持スル爲ノ勞働及勞働者
 組織テアツテ、換言スレハ一朝有事ノ際ニ於ル産業ノ確保、勞働者
 補給、軍需品ノ輸送、兵力ノ補充、其ノ他要スレハ戰時ニ於ル勞働
 及勞働者ノ動員分配ヲ圖^滑ニ遂行スル爲ノ勞働統制組織、並ニ平時
 ニ於ル其ノ準備ト訓練ノ組織ニ歸スル。他ハ消極的ニ前線ノ行動ヲ
 支持スル爲ノ勞働及勞働者組織テアツテ、換言スレハ平時ニ於テ勞
 働者ノ生活ヲ安定シ勞働制度ヲ整然タル秩序ニ維持スルト共ニ國內
 ノ治安ヲ確保シ、有事ノ際ト雖モ後方擾亂ノ憂ヲ根絶シテ前線ノ行
 動ニ危懼ナカラシムルニ必要ナ勞働及勞働者ノ統制手段ニ歸スル。
 固ヨリ戰時ニ於ル國防計畫ハ國家ノ機密ニ屬スル事項テアツテ一般
 ノ關知スル所テハナイカ、本邦ニ於ル勞働統制組織カ本邦カ當面ス

5

ル國際關係ニ基キ國防計畫ノ一端トシテ計畫サレナケレハナラナイ
 コトハ論ヲ俟タナイ所テアラウ。

次ニ勞働統制組織ハ國家カ當面スル國防計畫ニ依ツテ規制サレル
 ノミナラス國家ノ恒久的ナ産業計畫ニ依ツテ^モ規制サレル。畢竟勞働ハ
 經濟ノ部分テアル。經濟ナクシテ勞働ハアリ得ナイ從ツテ凡ユル國
 ニ於ル勞働統制組織ハ正確緻密ナル國家統制經濟機構ノ完成ニ俟ツ
 テノミ始メテ可能ナノテアル。若シ國家經濟ニ正確緻密ナル統制目
 的ナクシテ獨り勞働者ノミヲ國家制度ニ隔絶シテ組織スル時ハ、勞
 働者ハ寧ロ其ノ團結力ヲ利用シテ徒ラニ産業制度ヲ擾亂スルカ如キ
 事態ヲ發生スルコトモ保シ得ナイテアラウ。本邦ニ於ル統制經濟ハ
 前ニ重要産業統制法ノ發布ヲ見、今亦國策會社ノ設立ヲ見ルナト着
 着ソノ歩ヲ進メテキルカ、其ノ目的ニ於テ其ノ原則ニ於テ尙不斷ノ
 動搖ヲ免レサル狀態^ニアル。從ツテ本邦ニ於ル勞働統制組織ハ本邦

統制經濟機構ノ實態ヲ討究シ、其ノ産業計畫ノ進展ニ適合シテ總急
ソノ廢ヲ得ルカ如ク細心ノ準備ト計畫ノ下ニ編成サレナケレハナラ
ナイ。左ニ勞働統制計畫ヲ規制スル産業計畫ノ諸關聯點ニ就キ其ノ
重要ナルモノヲ列記スレハ、1. 本邦統制經濟機構ニ適合スルカ如キ
勞働統制組織ノ企畫並ニ實施 2. 本邦産業計畫ノ進展ニ相應スル勞
働ノ分配及ヒ勞働者ノ補充、殊ニ熟練工ノ養成並ニ補充 3. 勞働力
保持育成ノ爲ノ各種保護事業 4. 計畫的勞働者ノ宣傳煽動ニ依ル産
業破壞ニ對スル組織的防護並ニ勞働者ノ訓練 5. 自由勞働者及失業
者要スレハ産業豫備軍對策ノ確立及其ノ實施 6. 自然的經濟的事由
ニ基ク勞働者ノ移動轉職ヲ防止シテ産業ノ基礎ヲ確保スル爲ノ諸施
設 7. 雇傭主及ヒ被傭者ノ協調ニ於テ産業ノ順當ナル發展ヲ期スル
爲ノ諸企畫並ニ其ノ實施 8. 産業ノ合理的經營ニ協力スルタメノ勞
働システムノ考案並ニ其ノ實施 9. 其ノ他要スレハ産業ト勞働ノ聯

關ニ於テ國家ノ産業計畫カ勞働及勞働者ノ組織ニ要請スル一切ノ施
設ヲ算エルコトカ出來ルテアラウ。

以上ハ國家カ勞働及勞働者ヲ統制組織スルコトニ關スル國防上及
ヒ産業上ノ諸要因テアルカ、勞働統制組織ハ上述ノ如キ國家的諸要
因ニ基イテノミ之ヲ組織スヘキテハナイ。固ヨリ國家カ勞働統制ヲ
企畫スルノハソノ國家的必要ニ基クテアラウカ、其ノ反面ニ於テ勞
働者組織本來ノ目的ヲ忘却シテハナラナイノテアル。即チ經濟的弱
者トシテノ勞働者ハソノ雇傭及解雇ノ條件又ハ其ノ就勞中ノ待遇ニ
就テ凡ユル不公平ヲ契約ヲ以テ經濟的強者ニ忍從スルコトヲ餘儀ナ
クセラレ、終ニ生活ノ窮極ニ達スルヤ勞働者ハ團結シテ自己ノ解放
ヲ要求シ來ツタノカ從來ノ勞働運動ノ歴史テアル。從ツテ國家カ勞
働ヲ統制シテソノ國家目的ヲ達成セントスルナラハ、全時ニ勞働者
ノ現狀要スレハ勞銀、勞働時間、勞働施設、保健、其ノ他ノ待遇ニ

着目シ、労働者カ自ラ團結スル以前ニ國家的創意ニ於テ之ヲ組織シ、ソノ待遇境遇ニ於テ改善スヘキモノハ之ヲ改善シ、清算スヘキモノハ之ヲ清算シ、雇傭主トノ圓滿ナル理解ニ於テ労働者生活ノ向上ヲ計リ其ノ前途ニ光明ヲ約束スヘキテアラウ。

最後ニ労働統制ノ政治機構トハ要スルニ上述ノ國家カ企圖スル國家目的ト労働者カ要請スル労働者目的ヲ總括シテ國家的創意ニ於テ労働及労働者ヲ統制組織スルコトニ外ナラナイ。

思フニ本邦ニ於ル國家目的ハ、建國ノ當初ニ於テ理想的且抽象的ナ建國精神ヲ中外ニ宣揚シタルニ止マリ、其ノ現實的且具体的ナ分析解明ハ今尙行ハレテキナイ。從ツテ或ヒハ王道樂土ト謂ヒ、或ヒハ五族協和ト謂フモ、抑々如何ナル政治機構又ハ如何ナル産業計畫ヲ以テ、其ノ國家目的ヲ達成セントスルノカ。本來、一國ノ政治機構ノ一部分トシテ編成セラレヘキ労働統制組織ノ具體化ノ爲ニハ、尙ソノ前提タル

ヘキ國家窮極ノ目的ノ解明ノ爲ニ尙多クノ研議ヲ必要トスルテアラウ。更ニ亦本邦ノ労働者ハ多種多様ノ民族ヨリ成リ、然モソノ大部分ヲ占ムル滿漢民族ハ長ク中國軍閥ノ壓政ニ逆遇セラレ、性自テ功利的且個人主義的ニシテ全体的且國家的觀念ニ乏シク、加フルニ本邦ノ自然的經濟的諸事情ハ労働者ノ不斷ノ移動轉職ヲ餘儀ナクシ、之ヲ統一シテ一ノ國家的組織ニ編入スルコトニ就テハ尙多クノ困難ヲ伴フテアラウ。然モソレニモ拘ラス本案ニ於テ労働者ノ國家的統制組織ヲ提案スル所以ハ、外ニ壘々タル社會主義聯邦ノ要塞ト時トシテ政變兵亂ノ治ルコトナキ中國ニ其ノ國境ヲ圍繞セラレル本邦カ、内ニ秩序ナク節度ナキ多數ノ労働者ヲ内包スルコトハ、單ニ國家ノ健全ナル發展ヲ阻害スル所以タルノミナラス、ソノ存立ノ基礎ヲ侵ス所以ナルカ故ニテアル。

以下ニ本邦ニ於ル労働統制ノ主体トシテ滿洲労働總會ノ設立ヲ提案

シ、其ノ機構並ニ業務ヲ略言スレハ左ノ如クテアル。

四

本邦ニ於テ就勞スル勞働者ハ滿洲勞働總會之ヲ統制ス
本邦政府ハ建國ノ理想ニ基ク統一國家ヲ建設スル爲ニ、國家發展ノ重
要ナル部門タル經濟關係ニ就キ、産業勞働ノ有機的編聯ニ於テ、國家
カ勞働者ニ實施スルヲ要スル一切ノ國策ヲ勞働總會ヲシテ實施セシム
ル。

勞働總會ハ本邦政府ニ依ツテ任命セラレタ會長ノ統率ノ下ニ官民勞
資ノ代表者ヨリ成ル總會委員會ノ決定ニ基キ、國防、治安、經濟、勞
働者ノ福祉ニ就テ其ノ目的ヲ遂行スル。

國防ノ爲メ總會ノ目的トハ、一朝有事ノ時ニ當リ一國ノ生産能力ヲ
完全ニ發揮シテ勞働ノ分配補充ニ就キ齟齬ナカラシムコトヲ期スル爲メ

平常ノ準備ト訓練ヲ謂フ。治安ノ爲メ總會ノ目的トハ、外國勞働者ヲ
同化シ國籍法ノ實施ト相俟ツテ本邦國民タル勞働者ヲ育成シ、之ヲ總
會カ實施スル特定ノ秩序ニ編成シテ有事ハ勿論平時ニアリテモ其ノ向
背ニ不安ナカラシムコトヲ期スル爲メ組織並ニ施設ヲ謂フ。經濟ノ爲メ
總會ノ目的トハ、本邦統制經濟計畫ノ實施ニ協力スル爲メ勞働及勞働
者ヲ本邦ノ生産機構ニ相應シテ有機的ニ編成スルト共ニ、産業豫備軍
要スレハ日傭勞働者雜役勞働者失業者其ノ他自由勞働者ニ就キ必要ナ
ル施設ヲ實施シテ、勞働人口ノ維持、勞働者需給ノ調節、罷業又ハ戰
時ニ於ル勞働補充、勞働時間及勞働賃銀ノ調節等ニ當ル爲メ一切ノ事
業並ニ施設ヲ謂フ。勞働者ノ福祉ノ爲メ總會ノ目的トハ、勞働者ノ教
育、生計、保健、失業、其ノ他ニ就キ勞働者ノ精神的物質的向上ヲ計
ル爲メ一切ノ事業並ニ施設ヲ謂フ。

勞働總會カ其ノ目的ヲ遂行スル爲メ實施スル業務ハ、勞働者ノ統制

組織ト統制事業ニ關スル。労働者ノ統制組織トハ國防、經濟、治安、其ノ他ニ基キ、之ニ適應スル如ク労働者ヲ特定ノ秩序ニ編成スルコトヲ謂フ。労働者ノ統制事業トハ労働者ヲ統制組織シ其ノ福祉ヲ計ル爲ニ總會カ實施スル一切ノ事業ヲ謂フ。

總會カ實施スル労働者統制組織ノ手段ハ、本邦ニ就勞スル労働者ヲ定職ヲ有スル労働者ト定職ヲ有セサル労働者ニ區別シ、定職ヲ有スル労働者ハ之ヲ總會會員トシテ總會ノ機構ニ編入シ定職ヲ有セサル労働者ハ之ヲ保護育成シテ逐次總會會員ニ編入スル。労働者組織ノ機構ハ諸般ノ國家的要請ヲ考量シテ編成スヘキテアルカ、本案ニ於テハ會員タル労働者ハ其ノ就勞スル經營又ハ特定ノ地域的別總會分會ニ編成シテ之ヲ一統制單位トスルト共ニ、會員ニ非ル労働者ハ其ノ最モ集散スル箇所ニ總會事務所ヲ設立シ之ヲ一統制單位トシテ、職業紹介所、労働者收容所、労働市場、苦力頭、客棧等ニ付キ労働者ヲ編成スル。總

會分會ハ概ネ雇傭主ヲ分會長トスル家族的ナ共濟團體タル工場委員會類似ノ組織テアル。各統制單位ハ該單位カ存在スル地域ヲ管轄スル總會支部ニ於テ之ヲ統轄シ、總會支部ハ總會本部ニ於テ之ヲ統轄スル。

(別綴總會規約案統制組織編參照)

總會カ實施スル労働者ノ統制事業トハ國防、産業其ノ他ノ國家計畫並ニ總會ノ労働統制一般ニ關スル資料編成ノ爲ノ労働登録事業、労働者ヲ査證シ其ノ質的向上ヲ計リ併而テ總會ノ統制力ヲ強化スル爲ノ労働證明書發行事業、労働人口ヲ維持シ労働者ノ移動ヲ管理スル爲ノ労働者募集供給事業及労働市場管理事業、労働者生活ノ共益救濟ヲ計リソノ向上ヲ期スル爲ノ各種保護事業、労働者ノ國家觀念ヲ涵養シ、本邦産業計畫ノ發展ニ適應スルト共ニ一般ニ労働者ノ技術的水準ヲ高メル爲ノ各種教育事業、産業ノ合理的經營ニ資スル爲ノ労働制度ノ指導ニ關スル事業、労働爭議ノ防止又ハ調停ニ關スル事業等ヲ舉ケルコトカ出來ルテアラウ。(別綴總會規約案統制事業編參照)

之ヲ要スルニ滿洲労働總會ハ本邦政府ノ任命ニ關ル會長並ニ委員ニ
依ツテ統轄セラレル國家機關ニシテ、且労働者ヲ會員トスル一種ノ勞
働團體テアル。固ヨリ本邦労働者ノ自然的且經濟的事由ニ基ク移動轉
職ノ頻繁ナル所以ヤ。其ノ天性的且文化的事由ニ基ク團結心ノ稀薄ナ
ル所以、並ニ本機構カ獨リ労働者ニ限ラズ企業主及雇傭主ヲモ一括セ
ントスルカ如キ諸事情ハ、本統制機關ノ設立並ニ運用ニ就キ幾多ノ困
難ヲ豫想ヲ保留スルテアラウ。併シ大正ノ初期吾國労働運動ノ創蒙時
代、吾國ノ官業諸企業ハ逸早く經營主ノ創意ニ於テ使用労働者ヲ各種
ノ工場委員會ニ編成シタモノテアツタガ一般ノ私營諸企業ハ之ヲ其ノ
自然ノ推移ニ放任シタ爲ニ、爾來數年世界的恐慌カ吾國ノ經濟界ヲ席
捲スルヤ、自然的推移ニ放任セラレタ一般労働者ハ自ラ各種ノ労働組

合ニ團結シテ自己ノ解放ヲ要求シ混沌タル労働爭議ノ渦卷ヲ見ルニ至
ツタノテアル。然ルニ經營主ノ創意ニ於テ労働者ヲ統制組織シ或ヒハ
共濟事業ノ形態ニ於テ或ヒハ工場委員會ノ形態ニ於テ勞資ノ意志ノ疏
通ヲ計リツツアツタ官業諸企業ニ於テハ、克ク労働組合ノ侵入ヲ防遏
シ、獨リ労働運動ノ埒外ニ其ノ平和ト秩序ヲ確保スルコトカ出來タノ
テアル。

思フニ近代國家カ敵國ト畢ヲ構エントスルヤ、先ツ相手國ノ經濟的
弱者即チ労働者ヲ宣傳煽動シテ之ヲ組織シ、以テ敵國ノ後方ヲ攪亂セ
ントスルノカ其ノ常套手段テアル。此處ニ於テカ最後ニ再言セサルヲ
得ナイノテアル。統制ハ組織テアル。組織ハ武器テアル。敵之ヲ握レ
ハ己ヲ傷付ケ、自ラ之ヲ握レハ敵ヲ傷付ケルノテアル。組織ハ團結テ
アル。團結ハ經濟的弱者カ常ニ選フ自然ノ趨勢テアル。自ラ之ヲ團結
セサレハ他カ必ス之ヲ團結セシムルテアラウ。寧ロ如カス、與フルモ

ノハ與エ。享クモノハ之ヲ享ケテ。國家ノ創意ニ於テ勞動者ヲ統制組
織シ、ソノ大綱ハ國家ニ於テ把握セシコトヲ。

昭和十二年十一月二十六日

於大東公司

清野剛

尙別綴滿洲勞動總會規約案ハ總會ニ歸スル説明ヲ眼目トシテ條文ノ
形式ヲ繕ミテ之ヲ編纂シタモノニ過キナイカラ、之ヲ規約トシテ實施
スル爲ニハ必要ナル加除添削ヲ加エル要カアルテアラウ。

更ニ亦全規約案ノ二三ノ條文ニ就テ屢々法令第 號第 條ニ依ルト
謂フ説明ヲ用ヒテキルカ、該條文カ準據スヘキ法令ソノモノヲ省略シ
テキルト共ニソノ設立ニ要スル基金、資產經營ニ於ル收支計算ノ如キ

11

ハ何一ツ明示シテキナイ。固ヨリ勞動總會ノ設立及經營ハ勞動統制法
トモ稱スヘキ法制ノ強制ニ俟ツテノミ始メテ可能デアリ、且ソノ設立
及經營ニ關スル會計關係ノ如キモ明細ニ分析スヘキデアラウ。右ハ設
メテ補足スル所存デアルカ、左ニ勞動總會ノ設立ニ就キ必要トスル法
令ノ輪廓ノミヲ揭ケテ置ク

本案ニ依ル労働統制ニ關シ發布ヲ要スル法令

一、滿洲労働總會ノ設立ニ關スル勅令

二、統制機構ニ關スル法令

1. 滿洲労働總會設立要旨

(起案要旨並ニ總會規約案第三條第四條參照)

2. 總會會員ニ關スル規定

(全規約案自第五條至第十二條參照)

3. 役員及役員會ニ關スル規定

(全規約案自第十七條至第三十二條ノ三參照)

4. 滿洲労働總會ノ機構ニ關スル規定

(全規約案自第三十三條至第四十六條ノ二及自第五十六條至第七十一條參照)

イ 總會本部

ロ 總會支部

ハ 總會分會

三、滿洲労働總會ノ資産ニ關スル法令

1. 會費ニ關スル規定

(全規約案第四十八條第四十九條參照)

2. 維持費ニ關スル規定

(全規約案第五十條參照)

3. 労働票發給手数料ニ關スル規定

(全規約案第五十一條參照)

四、労働統制法

1. 統制法ノ適用ヲ受クル地域ニ關スル規定

2. 統制法ニ謂フ労働者ノ意義ニ關スル規定

(總會規約案第四條ノ二参照)

イ 就業労働者(全規約案第六條第三項第五十四條第五十五條参照)

ロ 自由労働者(全規約案第七十二條参照)

ハ 外國労働者(全規約案第八十四條参照)

3. 労働登録並ニ労働證明書ニ關スル規定

イ 本邦ニ於テ就勞スル労働者ハ労働總會ニ必要事項ヲ登録シ

労働證明書ノ發給ヲ受クルヲ要ストナス規定

ロ 滿洲労働總會カ發給スル労働證明書ヲ所持セサル労働者ハ

本邦ニ於テ就勞スルコトヲ得ストナス規定

ハ 労働登録事項、登録ノ有効期間、登録ノ更改ニ關スル規定

(全規約案第九十條及自第九十三條至第九十五條参照)

ニ 労働證明書ノ記載事項、效用、再發給、停止又ハ取消ニ關

スル規定

(全規約案自第二百二條至第一百十條参照)

4. 労働者ノ募集供給ニ關スル規定

(全規約案第一百十八條参照)

5. 職業紹介又ハ之ニ類似スル業務ヲ労働總會ニ統一スルニ必要ナル規定

6. 其ノ他労働總會ニ依ル労働統制ニ就キ必要トスル法令

五 本令ニ違反シタル場合ノ罰則

